

関 係 各 位

内海水先区水先人会会長

皆さん、明けましておめでとうございます。

年頭に当たり、関係各位の益々のご隆昌を心より祈念致しますと共に一言ご挨拶を申し上げます。

平成20年度の当会実績は、4月の認可料金への移行の際に当会のみ約10パーセントの大幅な引下げとなりましたが、幸い水先要請船隻数は大幅な減少は見られませんでした。

尚、去年は、お蔭様で当会水先人による大きな海難はありませんでした。しかしながら、ヒヤリハット事例を含み小さなうっかり事故が頻発しつつあり、より大きな事故が発生する確率は高まっていると思われまます。そこで当会水先人に対しては、大きく気配りをし、より慎重な嚮導を行うよう注意喚起をしております。

このような中、当会では本年度の水先業務方針として次の事項に取り組むべく所属水先人に周知徹底を計りましたので、ご報告方々、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

まず第1番目としては、我々水先人にとって当たり前のことですが、船舶交通の安全を図ることです。水先人自らが嚮導している船のみならず、周りの船舶交通の安全を図ることでもあります。

ご承知の通り、水先法第1条に「船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航能率の増進に資することを目的とする。」と定められておりますが、

本年は当会として「船舶交通の安全を図ることに軸足を置き、運航能率の増進に資すること」とします。細かく言えば、「無理をして引き起こすかもしれない結果の重大さ」を意識して嚮導しようということでもあります。少なくとも顧客である船長やバースの管理者に不安を与える嚮導は、たとえ仲間内では、見事な操船と賞賛されても、世間一般の人々には危険な操船と見なされることを十分に留意し嚮導に当たるということでもあります。

第2番目は、法令順守の励行です。

今般、神戸海上保安部から明石海峡の航行について指導があり、事故防止対策委員会を開いて事故防止対策を提出しましたが、これには「基本に立ち返り、海上交通安全法等の法令順守を励行し、水先人に事故防止対策を徹底する。」と記載しております。

法令順守を謳ったのは、今まで当会水先人は顧客の利益に気配りするあまり、航路内航行義務等、特に海上交通安全法の法令の解釈について、現実的に対応しす

ぎて来た面があると思われます。それが結果として当局や漁業関係者を含め、航路航行義務等の法令解釈を誤った方向に進めてしまい、法の不安定化を招いてしまった嫌いがあります。

この法令順守の精神は、当然、全ての嚮導海域に適用していくべきと思っておりますが、「こませ網漁業」についての一步前進した対策や、各港の夜間嚮導作業やバースの受入れ船型の大型化等の要請への対応を含め、これから困難な問題を粘り強く解決して行かねばならないと思っております。

とにかく、万が一事故が発生した場合「大型船の船長と嚮導水先人のみを悪者とする流れ」を断ち切らなければならないと思っております。

つきましては、上記業務方針へのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第でございます。

敬 具